

平成21年4月  
全部連事務局

## 改正省エネ法に関する企業向け説明会について

省エネ法が変わります。平成21年4月から準備が必要です。

平素より当連合会の運営に関しまして、一方ならぬご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正され、企業全体のエネルギーの使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上であれば、そのエネルギーの使用量を企業単位で国に届け出て、特定事業者の指定を受けなければならなくなりました。

こうした今回の改正の内容について、企業向けの説明会の日程等に係る連絡が主務省よりありました。

説明会の日程などにつきましては、下記の資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。

### 記

改正省エネ法に関する企業向け説明会は、次のホームページよりご覧下さい

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>